秋田県由利本荘市沖（南側）に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 秋田県八峰町及び能代市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域	東北地方整備局
（略）	

別表第八（第百四十条関係）

所属地方整備局	名　称
東北地方整備局	海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
	秋田県由利本荘市沖（北側）に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
	秋田県由利本荘市沖（南側）に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
	秋田県八峰町及び能代市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
	秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
	秋田港湾事務所
（略）	

秋田県由利本荘市沖（南側）に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域	東北地方整備局
（略）	

別表第八（第百四十条関係）

所属地方整備局	名　称
東北地方整備局	海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
	秋田県由利本荘市沖（北側）に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
	秋田県由利本荘市沖（南側）に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
	秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
	秋田港湾事務所
（略）	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第六十一号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十九条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十八条第四項の規定に基づき、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月三十日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

地方航空局組織規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（次長） **第四条の二**　東京航空局総務部及び空港部並びに大阪航空局総務部及び空港部にそれぞれ次長一人を置く。 2　（略）	（次長） **第四条の二**　東京航空局及び大阪航空局の空港部に、それぞれ次長一人を置く。 2　（略）